

下介第 1811 号

平成22年12月21日

認知症対応型共同生活介護事業所 管理者 様

下関市福祉部介護保険課

課長 松野 秀雄

認知症対応型共同生活介護事業所の入居者に対する医療機関への通院介助に係る費用徴収の取り扱いについて

平素から本市介護保険事業に関して、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、認知症対応型共同生活介護事業所の入居者に対する医療機関への通院介助に係る費用徴収について、下記の取り扱いといたしましたので通知いたします。

つきましては、速やかに本通知に沿った運営をしていただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

(1) **費用徴収(人件費)を不可とする場合** (※介護保険サービスとして提供するため、通院に要した時間は日中の介護従業者が勤務すべき時間に含めて可)

- ・協力医療機関のみならず、入居者の処遇上必要と考えられる通院(薬の受け取り等を含む)

(2) **費用徴収(人件費)を可とする場合** (※介護保険サービスとは別のサービスとして提供するため、通院に要した時間は日中の介護従業者が勤務すべき時間に含めることは不可)

- ・医師が必要と認める回数を超える通院
- ・処遇上必要な通院であるが、入居者の希望によって近隣の対応可能な医療機関より遠方の医療機関に通院する場合

(3) **交通費の取り扱い**

- ・公共交通機関(タクシー、電車、バスなど)を利用した場合(付添者の分も含む)の実費は徴収可。ただし、事業所の車で通院した場合の交通費徴収は不可。

下関市介護保険課給付係

TEL (083) 231-1371